

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月5日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第1号

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～10 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> ～ <u>14</u> 略	別表第1（第2条関係） 1～10 略 <u>11</u> 財団法人香川情報化推進機構 <u>12</u> 略 <u>13</u> 財団法人サポート財団 <u>14</u> ～ <u>16</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。